

豊中市 IT 化促進補助金 Q&A

◆対象者について

Q.対象となる中小企業者とは

- A.①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
②中小企業基本法に規定されない法人で、ビジネス的事業運営に取り組む法人
（※法人税法上の収益事業を営んでいる者）
②に該当する場合は、法人税法上の収益事業を実施していることがわかる法人税の確定申告書、
収益事業開始届出書等を提出してください。

Q. 法人は同じで複数の事業所を展開しているが、事業所ごとに申込み可能ですか。

A.申込みできません。

Q. 他市在住の個人事業主ですが豊中市内に事業所があります。対象になりますか。

A.豊中市内に事業所があることが要件となりますので、事務所が豊中市内にあればお住まいが他市でも対象となります。（豊中市在住であっても事業所が他市にしかない場合は対象外となります。）
豊中市内に事業所があることの確認は原則確定申告書類や営業許可証などの公的書類にて確認します。該当する者がいない場合は、事業所の賃貸借契約書（事業用不動産として借りていることがわかるもの）など、豊中市内に事業拠点があることを確認できる書類を提出していただきます。

Q. 本社は豊中市外ですが豊中市内に事業所があります。対象になりますか。

A.豊中市内に事業拠点があれば原則として対象となります。支店登記がない場合についても、事業所の賃貸借契約書（事業用不動産として借りていることがわかるもの）など、豊中市内に事業拠点があることを確認することができれば対象となります。
ただし、豊中市内に事業所がある場合でも、他市所在の事業所に設置する機器の購入など、豊中市内の事業所において実施されないものは補助対象外となります。
なお、主たる事業所とは別にコワーキングスペースを借りているだけであるなど、事業拠点としての実態がない場合についても補助対象外となります。

◆必要書類について

Q.市税に未納の税額がないことを証する書類とはどのような書類でしょうか。

A.「**豊中市税に未納のない証明書**」という証明書があります。

市役所第一庁舎 2 階 税総合窓口（211 番窓口）、新千里出張所 5 番窓口、庄内出張所 2 番窓口のいずれかに来庁して取得してください。（市民税課への郵送請求も可能です。）

「市・府民税納税証明書」、「法人市民税納税証明書」ではございませんので、ご注意ください。

※「豊中市税に未納のない証明書」の請求方法等につきましては、以下のリンク先を参照してください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi6/nouzeisyoumeisyo.html>

Q.「豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類」とは何を提出したらいいですか。

A. 法務局発行の「履歴事項全部証明書」（発行から 3 か月以内のもの）もしくは、住所と事業開始が確認できる「開業届」「営業許可証」「最新の確定申告書」の写し等でも可能です。

◆対象となる事業について

原則として IT コンシェルジュから提案された IT 化促進にかかる事業が対象です。

Q. IT コンシェルジュとはなんですか。

A. 市内事業者が抱える、集客・営業・事務効率・広報・会計等の IT に関する様々な課題に対して、課題解決策の提示やより良い業務環境の構築を支援し、市内事業者のデジタル化を促進するため、豊中市と豊中商工会議所が連携して、IT の専門家である IT コンシェルジュを申込事業者に派遣する事業です。

市内中小事業者を対象に、IT・デジタル化に関する多岐にわたる課題について、同一年度内 3 回まで無料で相談いただけます。相談の申込みは豊中商工会議所で受付けています。詳しくは下記 URL よりホームページをご確認ください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/reiwa6itkonsyeruju.html>

※事前予約なしでの相談希望には応じられませんので、上記 URL をご確認ください、必ず事前申込のうえ、相談してください。

Q. いつまでに支払った経費が対象になりますか。

A. 交付決定後、令和 7 年 3 月 31 日までに支払った経費が対象となります。いかなる事由であっても交付決定前に着手（発注・支払い）したものは補助対象外となりますので、必ず事業着手前に申込をして交付決定を受けてください。

Q. 補助対象経費を計算するにあたり消費税の取り扱いはどうなりますか。

A.消費税及び地方消費税分については補助対象とはなりません。

補助対象経費から除いた額で申込みをして下さい。

(例) 費用が 165,000 円で消費税分が 15,000 円の場合

補助対象経費：150,000 円

→補助額 75,000 円 (150,000×1/2 補助 (千円未満切り捨て))

Q.対象外になる経費はどのようなものがありますか。

A.対象外経費は下記のものが一例になります。

- ・補助対象経費に記載のものを除き、機器を維持管理する費用、ホームページのサーバー維持費用等のランニングコスト
- ・既に導入しているシステム・ソフトウェアの機能向上を伴わない更新、ライセンスの追加費用
- ・広告宣伝費、広告宣伝に類するもの (SNS 広告費用等)
- ・IT コンシェルジュから提案された内容より高性能 (ハイスペック) な機能かつコストが高い機器であるなど、IT コンシェルジュから提案されていないものにかかる費用
- ・その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

Q.PC やプリンタ、スマートフォン、タブレットの購入は対象になりますか。

A.原則として PC やプリンタ、スマートフォンなどの汎用性の高い機器の購入は対象外となります。

タブレットに限り、新規導入するシステムの運用に必要であることが明確な場合に限り補助対象となります。(1 台あたり補助上限額 2 万円まで)

タブレットについては IT コンシェルジュが必要であると認めたものについては、複数台の購入や中古品の購入も可能です。

Q.クラウド型システム・ソフトウェア利用料の対象となる考え方はどうなりますか。

A.新規に導入するものが対象であり、最大 1 年間分の利用料が対象となります。

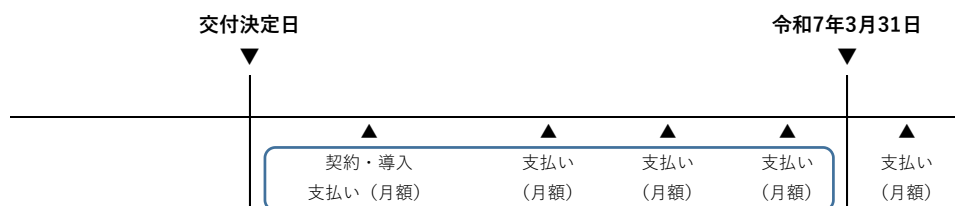
各ケースについては下記のとおりです。サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料についても同様です。

【1年間分が対象経費になる場合】



契約・支払い・導入すべてが交付決定日以降、令和7年3月31日までに完了しており、1年間分を一括で支払っている場合に限り1年間分の利用料が補助対象となります。

【月額での支払いとなる場合】



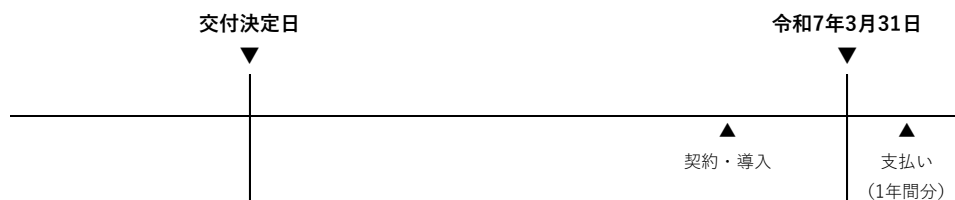
交付決定日以降、令和7年3月31日までに支払った分のみが対象となります。

【経費全体が対象とならない場合①】



契約・支払い・導入など交付決定前に着手している場合は補助対象外となります。

【経費全体が対象とならない場合②】



契約・支払い・導入の一部でも令和7年3月31日までに完了しない場合は補助対象外となります。

Q.外注・委託の発注先に制限はありますか。

A. IT 機器の設置、システムの構築やホームページの作成・改修にあたって必要な外注・委託は補助対象となりますが、外注・委託する業務を通常業務として請負っている事業者への発注に限ります（※）。外注・委託する業務を通常業務として請負っていることが確認できればフリーランスへの発注も可能です。

※発注先が通常業務として請負っている事業者かどうかはホームページ等で確認します。公開されているホームページ等がなく確認できない場合や確認が不十分な場合は、会社パンフレットや制作実績など追加資料を提出いただきますが、客観的に通常業務として請負っていると認められない場合は、補助金の交付対象外となりますので業者選定時にはご注意ください。

Q.システム導入とホームページ制作など、複数の費用を対象とすることはできますか。

A.累計で補助上限金額である 10 万円に到達するまでは年度中複数回申し込んでいただけます。

また、一度の申込で複数の費用を対象経費として申し込んでいただくことも可能です。

複数の事業で補助金申込をする場合においては、それぞれについて IT コンシェルジュへの相談が必要となりますが、1 事業者あたりの派遣回数は年度内 3 回までとなっておりますので複数事業での補助金申込を検討している場合は IT コンシェルジュ申込の際にその旨をお伝えください。

Q.ホームページでの動画活用で動画制作費用も対象になりますか。

A.ホームページの動画活用の場合で対象となるのは、動画を活用するために必要なホームページの制作・改修に該当する費用のみが対象となります。掲載する動画の制作費用は対象となりませんのでご注意ください。

※ホームページの改修等に合わせて動画を制作する場合、商品・サービスの付加価値向上につながる動画制作については豊中市商品高付加価値化応援金の対象となる場合があります。詳しくは市ホームページの「商品高付加価値化応援金」ページをご確認いただくか、産業振興課までお問い合わせください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R6koufukakachiika.html>

その他ご不明点がございましたら豊中市都市活力部産業振興課までお気軽にお問い合わせください。

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市 産業振興課 （第一庁舎 5 階）

TEL : 06-6858-2187

FAX : 06-4865-2058

E-mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp